

第19回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日時：平成29年5月30日（火）9：57～11：58
- 2 場所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：安達座長，青木委員，新井委員，石井委員，遠藤委員，神部委員，小牧委員，小松崎委員，斉藤委員，酒井委員，高橋委員，成田委員，穂積委員，手塚オブザーバー
- 4 概要：法務省から，配布資料に関する説明を行った後，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【戸籍システム検討ワーキンググループ最終取りまとめに向けて】

- 戸籍情報へのマイナンバーの紐付けについて
 - ・ 基盤的な情報である戸籍情報へのマイナンバーの紐付け方法の検討に当たっては，正確にマイナンバーを紐付けることが最も重要な観点であることを踏まえ，比較検討を行うべきである。
 - ・ 戸籍事務は戸籍の附票事務を通じて住民基本台帳事務と関連しており，戸籍の附票と住民基本台帳は双方で変更情報を通知することによって正確性を確保していることから，マイナンバーを付番する住民基本台帳と戸籍簿をつなぐ役割を果たしている戸籍の附票を活用し，マイナンバーを紐付けることが最も正確にマイナンバーを紐付ける方法である。
- 文字情報の整備について
 - ・ 戸籍事務において文字の利用を効率的に行えるようにする観点からは，将来的にIPAの文字情報基盤の文字コード体系を備えた文字集合に収れんすることが望ましい。
- セキュリティの確保について
 - ・ 戸籍情報が高度な個人情報であることに鑑み，情報技術の進展にも留意しつつ，必要かつ合理的な範囲で可用性，完全性及び機密性を確保する必要がある。
- システムの業務継続性の確保について
 - ・ 戸籍情報を提供するシステムについては，各行政機関に戸籍情報を提供する行政システム基盤であることから，戸籍情報を提供する機関との調整等を踏まえた適切なサービスレベルを設定し，最適な継続的システム運転を行う必要がある。

以上